

4 許可申請手続きに関して



【許可の新基準(抜粋)】 ※赤字は変更箇所

区分		地域区分の考え方	自家広告以外	許可不要の自家広告基準	屋上広告の高さ	壁面広告の高さ・面積	独立自家広告の高さ・面積	突出広告の上端・下端	広告全体の面積	可変表示広告の高さ・面積	野立広告の高さ・面積	
種別	景観条例											
禁止地域	第1種	伝統環境保存区域(住居・風致) ●伝統的まちなみ景観の保全上重要な地域 ●自然環境・景観の保全上重要な地域	禁止	3㎡	禁止	6m (ビル名称除く)	4m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	5㎡	禁止	禁止	
	第2種	●住宅地にふさわしい良好な景観を保全する地域 ●都市の緑地保全を図る地域	禁止	5㎡	禁止	6m (ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止	
	第3種	伝統環境保存区域(住居) ●近隣商業活動に配慮しつつも、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域	禁止	5㎡	禁止(自家広告を除く)	6m (ビル名称除く)	6m 1面5㎡	上端軒高まで 下端2.5m以上	10㎡	禁止	禁止	
	第4種	伝統環境保存区域(商業) 伝統環境調和区域 ●地区の商業活動との調和を図り、伝統的まちなみ・自然景観の保全を図る地域 ●幹線道路沿いにおいて、眺望景観や周辺の街並みとの調和に配慮し、落ち着いたまちなみの景観形成を図る地域	禁止	5㎡		6m (ビル名称除く) 10㎡	6m 1面5㎡で 合計10㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 3/10又は15㎡	禁止	禁止	
	第5種	●北陸自動車道に接続する展望可能な地域	禁止	5㎡		許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域の 条件に加え、 展望可能な 部分で15㎡	禁止	禁止
	第6種	●加賀産業道路、東山内灘線、金沢外環状道路等に接続する展望可能な100m以内の地域	禁止	5㎡		許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	許可地域に 同じ	各1方向の壁面積の 3/10又は20㎡	○	禁止
許可地域	近代的都市景観創出区域 ●近代的で風格のあるまちなみ景観を創出する地域	○	10㎡	活用地区については 第3者広告も可		12m (ビル名称除く) 壁面積の商業2/10 他1/10又は10㎡	6m 1基で1面10㎡、 合計20㎡ 1敷地道路に 面する毎に30㎡	上端31m以下 下端2.5m以上	各1方向の壁面積の 商業4/10 他3/10又は20㎡	4m 各1方向5㎡ 映像広告は 屋上禁止	4m、1基で1面5㎡、 合計10㎡、 1敷地15㎡、1施設4件、 誘致距離3km、 管理者名を明記	
独立広告物調整地区	1種 2種	●屋外広告物等の視認性の確保による交通安全、公衆の危害防止を図るため、独立広告物について調整を図ることが特に必要な地域	—	—		—	—	高さ8m(1種) 又は10m(2種) その他許可地域に同じ	—	—	—	6m、1基で1面10㎡、 合計20㎡ 1敷地20㎡ その他許可地域に同じ (1種、2種共通)

・この表における高さ及び表示面積は、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、当分の間、この表の数値の1.5倍の数値とすることができるものとします。
 ・大店立地法第5条又は第6条に規定する届出があった店舗について、金沢市屋外広告物審査会で、良好な景観又は風致を害するおそれなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された屋外広告物等と認められた場合には、壁面広告及び独立自家広告(敷地内に建植する広告)の表示面積に、壁面広告は店舗面積1,000㎡あたり10㎡または建築物等の壁面積の10分の1まで、独立自家広告は店舗面積1,000㎡あたり20㎡を加えた数値とすることができるものとします。

・建築物等の屋上部分にあるものを屋上広告とします。なお、ここの配屋根の木造建築物の下屋根の設置は可とします。
 ・屋外広告物の掲出を主たる目的とする建築物等は、屋外広告物として扱います。これに該当するかどうかは、屋外広告物審査会において審査します。
 ・この表の基準のほか、地区計画やまちづくり協定などで屋外広告物に関する地域の特別ルールを定めている場合があります。詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。